

公 募 公 告

下記のとおり公募に付する。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 関東信越国税局北浦和業務センターにおけるキッチンカー出店管理業務
- (2) 履 行 場 所 関東信越国税局北浦和業務センター（埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目12番7号）の庁舎敷地内
- (3) 出 店 期 間 令和8年8月3日（月）から令和9年3月31日（水）までとする。
ただし、必要に応じ一度に限り5年を超えない期間で更新することができる。
- (4) 募集業者数 1事業者

2 公募参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条の特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに源泉所得税の滞納税額がないこと。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (6) キッチンカーの設置・運営事業に伴う監督官署への申請や届出等、必要な手続きを完了した飲食物の移動販売を行う者を包括し、かつ、営業の企画及び運営のノウハウを有する運営事業者であること。
- (7) 営業開始日までに、必要な法令上の諸手続きを終えることができること。
- (8) 本件公募に関する公募説明書等の交付を受けた者であること。

3 公募説明書等の交付

- (1) 期 間 令和8年4月24日（金）～令和8年5月15日（金）
ただし、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日を除く。
- (2) 時 間 午前9時～正午及び午後1時～午後5時
- (3) 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館
関東信越国税局 総務部 厚生課（26階西側）
なお、2階総合受付及び20階国税局受付にて、入館手続きが必要となる。

4 公募参加届出書等の提出期限及び提出場所

- (1) 期 限 令和8年5月22日（金）午後5時（必着）
- (2) 場 所 〒330-9719 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

さいたま新都心合同庁舎 1 号館
関東信越国税局 総務部 厚生課 (26 階西側)

- 5 契約書作成の要否
作成を要する。
- 6 照会先
埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
関東信越国税局 総務部 厚生課 厚生専門官 (環境整備担当)
電話 048-600-3111 内線 2174 (担当者 倉林)
- 7 応募書類等の無効
本公示に示した資格のない者の提出した公募参加届出書等は無効とする。

以上公告する。

令和 8 年 4 月 24 日

契約担当官
関東信越国税局 総務部次長 平賀 純二